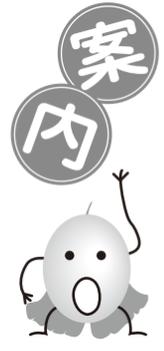


# おしらせHOTコーナー 案内

## おしらせ HOT ほんっとコーナー



●市役所の電話  
**996-2111**  
●FAX  
**995-7367**



### 中小企業不況対策融資制度

【対】次の要件すべてに該当する方  
 ▼最近3カ月の平均売上額が、昨年同期と比べて10パーセント以上減少しているか、2年前若しくは3年前の同期と比べて10パーセント以上減少している、かつ、前年同期に比べて5パーセント以上減少している方  
 ▼市内で1年以上事業を営んでいる方  
 ▼期限の到来している市税を完納している方など

**限度額** 1000万円(運転資金)  
**償還期間** 10年以内(据え置き1年以内含む)  
**利率** 1.2パーセント(平成24年4月現在)

**信用保証料** 埼玉県信用保証協会へ支払った保証料を全額補助  
**保証人** 原則として個人は不要、法人は代表者のみ  
**担保** 必要に応じて求めます。  
**申事前**に金融機関に相談のうえ、5月21日から平成25年1月31日まで※予算枠に達し次第締め切り  
**問** 商工観光課 ☎479

### 女性相談開催日が増えます

5月から平成25年3月まで、市役所で女性相談が受けられます。事前予約制ですが、空いていれば当日の相談も可能です。

**問** 第3木曜日 午後1時～4時  
**場** 市民相談室(市役所2階)  
**定** 3人(事前予約制)  
**申** 人権・男女共同参画課 ☎811

### 光化学スモッグに気をつけて

5月～9月は光化学スモッグが発生しやすい時期です。光化学スモッグは、目やのどの粘膜に刺激を与え、健康被害を引き起こすことがあります。光化学スモッグ注意報が発令されたら、次の点に注意しましょう。

▼屋外での激しい運動は避けましょう  
 ▼目などに刺激を感じたらすぐ屋内に入りましょう▼乳幼児、お年寄り、病弱な人は、健康な成人よりも被害を受けやすいので、特に注意しましょう  
 また、自動車の使用を控えるようご協力ください。  
 光化学スモッグ発令情報の入手方法は市ホームページをご覧ください。  
**問** 環境リサイクル課 ☎338

### 総合相談の開催

【対】5月18日(金) 午後1時20分～4時※弁護士による法律相談のみ電話予約制  
 【場】八潮メセナ集会所  
 【日】日常生活の悩みごとなどについて

【対】5月18日(金) 午後1時20分～4時※弁護士による法律相談のみ電話予約制  
 【場】八潮メセナ集会所  
 【日】日常生活の悩みごとなどについて



### 巡回聴覚障がい者相談

【対】6月6日(水) 午前10時～正午  
**場** 八潮メセナ  
 ※予約不要、午後は家庭訪問実施(希望者は要申し込み)  
**問** 埼玉県聴覚障害者情報センター ☎814・3353 FAX ☎814・3355

### 市民ボランティア活動団体補助金

【対】次の要件すべてに該当する団体  
 ▼社会福祉協議会(ボランティアセンター)に届け出し、その技能や時間などを他人や社会に貢献することを目的とした団体▼他の制度による補助金などの交付を受けていない団体▼会員が5人以上の団体▼活動実績が補助金交付申請年度の4月1日において1年以上ある団体  
**補助対象事業** ▼団体が行う地域福祉推進事業▼団体活動に必要な啓発事業  
**補助額** 1団体につき上限5万円(予算の範囲内で審査のうえ交付)

### 大麻やけしを発見したら連絡を

5・6月は不正大麻・けしの撲滅運動期間です。依然として「大麻」や麻薬の原料となる「けし」を不正に栽培する人が後を絶ちません。大麻や、植えてはいけないけしを発見したら、草加保健所へご連絡ください。  
**問** 草加保健所 ☎925・1551

### 企業内保育所の設置を補助

県では、企業内保育所の設置を進めるため、これまでの整備費補助(上限50万円)に加え、今年度から新たに、共同設置型に対する運営費の補助やアドバイザーの派遣を行います。詳しくは、お問い合わせください。  
**問** 県ウーマンミックス課 ☎048・830・3963

### 求人企業合同面接会

【対】6月1日(金) 午後1時～4時(受付は正午～午後3時30分)  
**場** 大宮ソニックシティビル(JR大宮駅西口徒歩3分)  
**対** 平成25年3月に大学・短大・専門学校などを卒業予定の方(既卒3年以内の方も参加可能)  
**持** 履歴書(複数)  
 ※参加企業はホームページ(http://kokaikousaitama.jp/)に掲載予定  
**問** 埼玉県雇用対策協議会 ☎048・647・4185

### 労働保険料並びに一般拠出金の申告・納付

平成24年度の労働保険(労災保険・雇用保険)年度更新および石綿健康被害救済法の一般拠出金の申告・納付は6月1日から7月10日までです。金融機関で手続きを行ってください。詳しくは、5月末に発送されますパンフレットをご覧ください。  
**問** 埼玉労働局労働保険徴収課 ☎048・600・6223

### 文化振興基金助成事業の受付

【対】8月～11月にアマチュア文化団体が実施する文化活動(活動成果の発表など)▼7月～平成25年3月に文化団体やNPOなどが実施する子どもを対象とした文化芸術の体験教室など▼8月～11月に伝統・郷土芸能などが実施する伝統・郷土芸能団体が実施する伝統・郷土芸能用具の備品整備、後継者育成など  
**金額** ①2分の1以内(上限25万円)②③対象経費の20万円以内  
**申** 5月22日(消印有効)までに、所定の事業計画書(県文化振興課または県ホームページで入手)を郵送で同課(〒330-9301さいたま市浦和区高砂3-15-1、☎048・830・2884)へ

## 市工業振興基金を活用した支援制度

【対】次の要件すべてに該当する方  
 ▼市内において、引き続き1年以上事業を営んでいる中小企業の方  
 ▼申込日現在、市税の滞納がない方▼他の制度による助成を受けていない方▼平成24年4月から平成25年2月末日までに研究事業の完了、認証取得、新製品の開発、機械装置などの購入または修繕が見込まれる方

**対象事業**  
 ▼産学官共同研究事業 市内の中小企業が新製品開発などのため、大学などと共同研究した場合にその経費の一部を補助  
 ▼国際規格等認証取得事業 市内の中小企業がISO9001・14001およびエコアクション21の認証を新規取得した場合にその経費の一部を補助  
 ▼工業新製品開発事業 市内の中小企業が行う一定の工業新製品開発に対し、開発経費の一部を補助  
 ▼経営革新計画承認企業等が行う機械装置等の購入・修繕事業 機械装置、工具器具の購入または修繕費の一部を補助

**補助額**  
 ▼産学官共同研究事業、ISO認証取得事業、工業新製品開発事業 経費のうち、2分の1に相当する額(百円未満切り捨て、限度額30万円)  
 ▼エコアクション21認証取得事業、経営革新計画承認企業等が行う機械装置等の購入・修繕事業 経費のうち、2分の1に相当する額(百円未満切り捨て、限度額10万円)  
**申** 6月29日まで※予算枠に達し次第締め切り  
**問** 商工観光課 ☎479

## 国民健康保険に関する手続き

次の事項に該当する方は、市役所1階④番窓口または駅前出張所で手続きをしてください。

●加入手続きが必要な方  
**対** 社会保険、共済組合、国民健康保険組合など職場の健康保険を喪失した方で、任意継続や他の健康保険に加入していない方  
**持** 離職および喪失の確認ができる書類(離職票、社会保険資格喪失証明書など)、年金手帳(6歳未満の方で、既に国民年金加入者を除く)

●喪失手続きが必要な方  
**対** 国民健康保険に加入していた方で、社会保険、共済組合、国民健康保険組合など他の健康保険に加入した方  
**持** 新しい保険証、国民健康保険証  
**問** 国保年金課 ☎828

一部負担金(窓口負担金)の免除などについて  
 災害・失業などにより生活が著しく困難となった場合、一部負担金の免除、減額および徴収猶予を受けられる場合がありますので、ご相談ください。  
**問** 国保年金課 ☎825